



教 体 第 4 0 号
平成28年4月18日

(公文書扱)

各市町村教育委員会教育長 } 殿
各 県 立 学 校 長 }

奈良県教育委員会
教 育 長

組体操の安全な実施について (通知)

平素は、本県教育、とりわけ学校体育・スポーツの推進に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、標記について、これまで県教育委員会では、平成26・27年度の状況について調査結果を集約し、本県の状況を周知するとともに、事故防止について注意喚起を図ってきました。また、調査結果をもとに、大学教授、医師、日本スポーツ振興センター、県PTA協議会代表、各校種の校長会・体育研究会代表等と情報交換会を開催し、意見交換するとともに、情報交換会後に各団体にて協議された内容を含め、本件に係る意見を集約しました。

さらに、平成28年3月25日には、スポーツ庁政策課学校体育室からの「組体操等による事故の防止について」(事務連絡)を受け、各学校・園が協議される際の参考とするようお願いしてきたところです。

各教育委員会・学校・園におかれましては、これまでから体育活動中の事故防止について取り組んでいただいているところです。しかしながら、運動会・体育大会で実施される組体操については、全国で昭和44年度以降9件の死亡事例があり、年間8,000件を上回る負傷者が発生しており、本県においても昨年度、ピラミッド・タワーにおいて骨折11名を含む35件の事故が報告されています。

県教育委員会では、これまでの取組を踏まえ、組体操に対する考え方を以下のとおり整理します。

運動会・体育大会は、各学校において、学習指導要領における特別活動の〔学校行事〕(3)健康安全・体育的行事として位置付けられており、日頃の学習の成果を発表する場とされている。このことから、運動会・体育大会で実施する組体操は、学習指導要領に示された「体育科」及び「保健体育科」における授業実践の成果を発表するものと捉える。

組体操の内容は、「体育科」及び「保健体育科」の授業で実践した「体づくり運動」等の内容とその発展的な内容が適切である。しかしながら、極めて危険度の高い多人数で立体的に組み上げるピラミッドや高さのあるタワーなどについては、授業の発展的な内容の範囲を逸脱するとともに、完成を目指すには正しい練習段階を踏むことが必要となり多くの授業時間を要し、かつ、完成させることを第一義として授業に取り組むことは学習指導要領の趣旨にそぐわないことから、不適切と判断する。

つきましては、運動会・体育大会において組体操を実施する際には、これまでの調査結果、注意喚起文書及びスポーツ庁の事務連絡を踏まえるとともに、下記の点に留意の上、児童生徒等の安全に配慮し、適切に実施していただきますようお願いいたします。

なお各市町村教育委員会におかれましては、貴管内の各学校・園に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 各学校・園においては、運動会・体育大会における組体操を実施する際には、学習指導要領に定める特別活動〔学校行事〕における健康安全・体育的行事のねらいを十分に踏まえた上で、安全配慮義務を果たすため、校園長の責任の下で組織的な指導体制を構築し、児童生徒等の安全確保が最優先に行なわれるよう配慮すること。
2. 組体操の内容については、単に伝統の踏襲や児童生徒等に達成感、連帯感を味わわせるためという理由だけで実施するのではなく、組体操を実施する目的を明確にすること。
3. 各教育委員会においては、所管する各学校・園の運動会・体育大会における実施内容について把握するとともに、学校・園が組体操を実施するに当たっては、実施計画書の提出を求めるなどして、安全に実施できる内容となっているか十分に点検及び指導し、事故防止に向けた安全確保の取組を推進すること。

参考通知

学校における体育活動中の事故防止等について

平成27年6月22日付け教体第175号

運動会・体育大会に係る「組み体操」の実施状況調査について（集約結果）

平成27年10月1日付け教体第307号

「運動会・体育大会における組み体操の実施状況」に係る再調査について（集約結果）

平成28年3月18日付け教体第517号

組体操等による事故の防止について

平成28年3月25日付け教体第521号

〒630-8502

奈良市登大路町30

奈良県教育委員会事務局

保健体育課 学校体育係

TEL 0742-27-9861 FAX 0742-22-3995

Email:kodomo-tairyoku@office.pref.nara.lg.jp